

生駒市耐震改修促進計画

令和3年 3月

生駒市

目 次

第1章 計画の概要	- 1 -
1. 目的等	- 1 -
2. 計画の位置づけ	- 2 -
3. 計画期間	- 2 -
4. 対象建築物	- 3 -
第2章 生駒市における地震の危険性	- 4 -
1. 過去に受けた地震被害	- 4 -
2. 影響が想定される地震	- 5 -
3. 地震による震度予測	- 6 -
第3章 住宅・建築物の耐震化の現状と目標	- 9 -
1. 上位計画における耐震化の目標	- 9 -
2. 住宅の耐震化の現状と目標	- 10 -
3. 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状と目標	- 11 -
4. 市有建築物の耐震化の現状と目標	- 12 -
5. 避難所等の耐震化の現状	- 13 -
第4章 住宅・建築物の耐震化の実情と問題点	- 14 -
1. 住宅の耐震診断及び耐震改修等の補助実績	- 14 -
2. 多数の者が利用する建築物等に係る実情と問題点	- 16 -
3. 共同住宅の耐震診断及び耐震改修の実績	- 17 -
4. ブロック塀に係る実情と問題点	- 18 -
第5章 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	- 19 -
1. 耐震化を図る施策の方針	- 19 -
2. 耐震性の向上に関する啓発及び知識の普及	- 21 -
3. 耐震診断及び耐震改修を図るための施策	- 22 -
4. 地震時の建築物の総合的な安全対策	- 24 -
第6章 耐震化を促進するための指導や命令等	- 25 -
1. 耐震改修促進法による指導等の実施	- 25 -
2. 建築基準法による勧告又は命令等の実施	- 25 -
3. 所管行政庁との連携	- 25 -
第7章 その他耐震化の促進に関する事項	- 26 -
1. 関係団体との連携	- 26 -
2. 所管行政庁との連携	- 26 -
3. 計画の進行と管理	- 26 -

第 1 章 計画の概要

1. 目的等

(1) 耐震化の必要性

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、建築物の倒壊等により多くの尊い命が奪われ、この地震による直接的な死者数の約9割の方が建築物の倒壊等によるものと報告されています。倒壊した建築物による道路の閉塞や火災の発生等により、避難・救援・消火活動が妨げられ、被害の拡大をまねく大きな原因となりました。

また、近年では平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震（最大震度6弱）で、ブロック塀の倒壊により死亡者も発生しています。

さらに、平成23年3月に発生した東日本大震災を上回る被害が想定される南海トラフによる海溝型巨大地震は、今後30年間の発生確率が70%～80%とされており、生駒市においても大きな影響が予測されています。

こうした状況を踏まえ、生駒市においても地震による被害を軽減するための早急な住宅・多数の者が利用する建築物等の耐震化を進めていくことが必要です。

(2) 目的

平成18年1月26日に改正施行された建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）では、建築物の地震に対する安全性の確保と向上を図ることが所有者の努力義務とされるとともに、建築物の耐震改修を促進するための計画を国の基本方針に基づき策定することが位置付けられました。

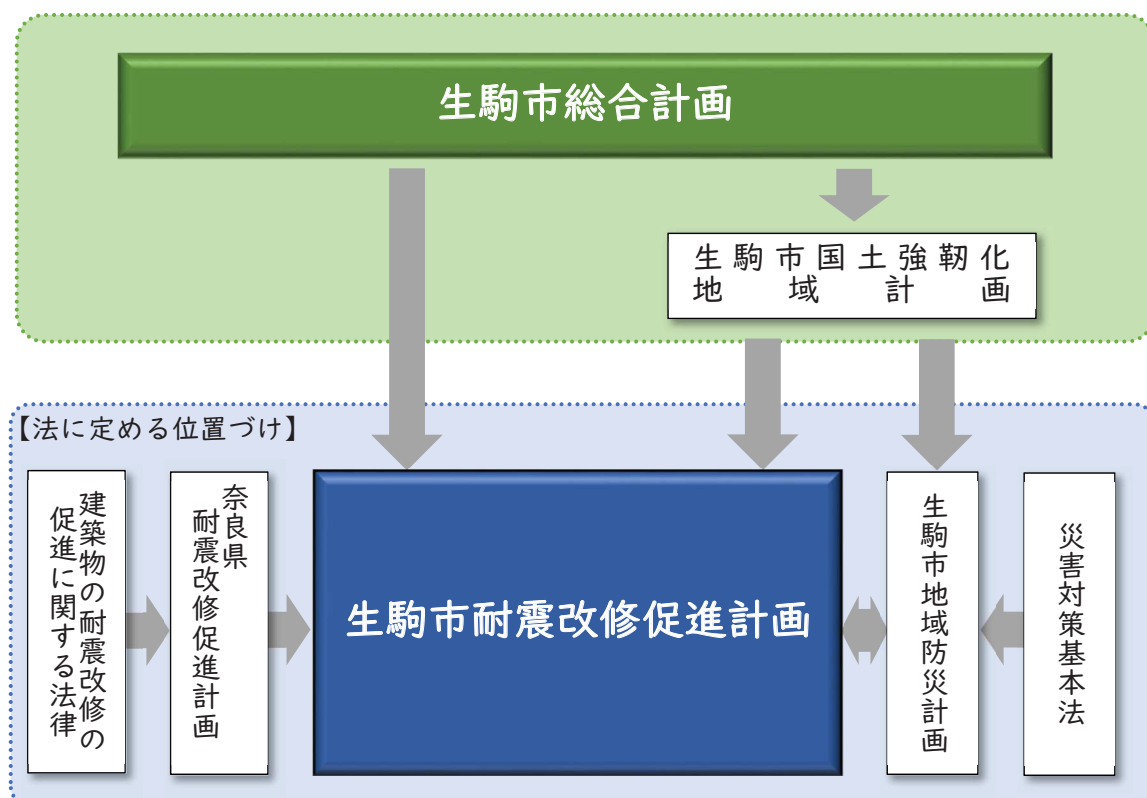
生駒市では、耐震改修促進法により国の基本方針及び奈良県耐震改修促進計画に基づき平成20年度から平成27年度までの8年間の第1期計画、平成28年度から平成32年度（令和2年度）までの5年間の第2期計画期間として『生駒市耐震改修促進計画』を策定し、住宅・多数の者が利用する建築物等について耐震化を促進してきたところです。しかし、当該計画の目標年次が令和2年度までであることから、この度「生駒市耐震改修促進計画」（以下「本計画」という。）の見直しを行います。

本計画は、安全・安心な都市づくりを促進するため、旧耐震基準（昭和56年5月31日以前の耐震基準）で建築された建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に促進し、倒壊等による被害から市民の生命及び財産を保護することを目的としています。

2. 計画の位置づけ

本計画は、耐震改修促進法の規定に基づき、「奈良県耐震改修促進計画」（以下「県計画」という。）の上位計画や「生駒市地域防災計画」等の関連計画との整合を図りつつ、建築物の耐震診断及び耐震改修を推進していくための基本計画として位置づけます。

図表 計画の位置づけ



3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

また、計画の進捗状況や社会情勢の変化、関連計画の改定等に対応し、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

4. 対象建築物

新耐震基準導入以前（昭和56年5月以前）に建築された建築物等を対象とし、生活の基盤となる「住宅^{※1}」、病院や学校等の「多数の者が利用する建築物^{※2}」、「市有建築物^{※3}」を本計画における対象建築物とします。

【定義】

- ※1 「住宅」は、戸建て住宅（長屋住宅を含む）及び共同住宅
- ※2 「多数の者が利用する建築物」は、共同住宅、病院、学校、店舗、保育園、事務所等の多くの人が利用する一定規模以上の建築物
- ※3 「市有建築物」は、庁舎や学校等の市所有の建築物